

議案第 1 号

君津市認定こども園の設置及び管理に関する条例の制定について

君津市認定こども園の設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年 8 月 2 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

君津市立人見こども園を設置するにあたり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、認定こども園の設置及び管理に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定しようとするものである。

君津市認定こども園の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、君津市認定こども園の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市は、小学校就学前子ども（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。第4条第1号において同じ。）に対し、保護者の就労状況にかかわらず、保育及び幼児教育を実施することにより、子どもたちの健全な育成及び地域の子育て家庭の支援を図るため、保育所型認定こども園（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所に幼稚園としての機能を併せ持つ施設として、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項の規定による認定を受けた保育所をいう。以下「認定こども園」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第3条 認定こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 君津市立人見こども園

位置 君津市人見四丁目11番28号

(入園の要件)

第4条 認定こども園に入園することができる子どもは、次の各号のいずれかに該当する子どもとする。

- (1) 子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども(当該年度の4月1日時点の年齢が満3歳以上の小学校就学前子どもに限る。)
- (2) 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条の規定に該当する子ども

(入園の取消し等)

第5条 市長は、この条例に違反し、若しくは違反するおそれがあるとき又は設備その他

の事情により保育を行うことができないときは、保育を行うことを拒否し、又は取り消すことができる。

(利用者負担金)

第6条 認定こども園に入園した子どもの扶養義務者は、規則で定める額の利用者負担金を納入しなければならない。ただし、市長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、その利用者負担金の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年君津市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表保育園嘱託医の項の次に次のように加える。

認定こども園嘱託医	〃	〃
-----------	---	---

(君津市保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

3 君津市保育園の設置及び管理に関する条例（平成10年君津市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表君津市立人見保育園の項を削る。

君津市認定こども園の設置及び管理に関する条例附則関係新旧対照表

改正案

* 附則第 2 項関係 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

別表（第 2 条、第 4 条）

区分	報酬の額	旅費の額
省略		
保育園嘱託医	1 園当たり 年額 1 0 0 , 0 0 0 児童 1 人当たり 1 0 0	〃
認定こども園嘱託医	〃	〃
市医	1 回 2 5 , 0 0 0	〃
省略		

備考 省略

* 附則第 3 項関係 君津市保育園の設置及び管理に関する条例

別表（第 3 条）

名称	位置
省略	
君津市立上湯江保育園	君津市上湯江 1 , 7 1 6 番地の 1
君津市立内箕輪保育園	君津市内箕輪 6 1 番地の 1
省略	

現 行

別表（第 2 条、第 4 条）

区分	報酬の額	旅費の額
省略		
保育園嘱託医	1 園当たり 年額 1 0 0 , 0 0 0 児童 1 人当たり 1 0 0	〃
市医	1 回 2 5 , 0 0 0	〃
省略		

備考 省略

別表（第 3 条）

名称	位置
省略	
君津市立上湯江保育園	君津市上湯江 1 , 7 1 6 番地の 1
君津市立人見保育園	君津市人見 4 丁目 1 1 番 2 8 号
君津市立内箕輪保育園	君津市内箕輪 6 1 番地の 1
省略	